

## 大分県外国人起業活動促進事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号。以下「告示」という。）に規定する外国人起業活動促進事業（以下「外国人起業活動促進事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、告示において使用する用語の例による。

### (対象事業)

第3条 告示第5の4又は告示第5の5の確認（以下「起業準備活動確認」という。）を行う事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自動車関連産業
- (2) 電子・電気・機械関連産業
- (3) 素材型・造船関連産業
- (4) 健康・医療・福祉関連産業
- (5) 環境・エネルギー関連産業
- (6) 食品・農林水産関連産業
- (7) サービス産業
- (8) 情報関連産業
- (9) 航空関連産業
- (10) 物流関連産業
- (11) その他知事が特に認めるもの

### (対象施設)

第4条 起業準備活動確認を行う事業は、県内の地方公共団体が所有若しくは運営する起業や創業をするために活動する入居者を支援する施設（以下「インキュベーション施設」という。）又は大分県と大分県新事業創出支援体制構築事業実施協定を締結するインキュベーション施設のうち、別表の施設のいずれかに事業所を設けて実施する事業とする。

### (起業準備活動確認の確認申請)

第5条 特定外国人起業家になろうとする者は、告示第5の4の確認申請（以下「新規申請」という。）をしようとするときは、様式第1号による起業準備活動確認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、様式第1号の3による起業準備活動確認証明書

の交付を受けなければならない。

- (1) 様式第1号の2による起業準備活動計画書（告示第5の4の起業準備活動計画を記載した書類をいう。）
- (2) 様式第3号による申請者の履歴書
- (3) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の住居を明らかにする書類
- (4) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- (5) 告示第5の6（1）⑤イ、ロのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する資料
- (6) その他参考となるべき資料がある場合には、その資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める資料

（起業準備活動確認の更新の確認申請）

第6条 特定外国人起業家は、告示第5の5の更新の確認申請（以下「更新申請」という。）をしようとするときは、様式第2号による起業準備活動確認申請書（更新用）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、様式第2号の3による起業準備活動確認証明書（更新用）の交付を受けなければならない。

- (1) 様式第2号の2による起業準備活動計画書（更新用）（告示第5の5の起業準備活動計画を記載した書類をいう。）
- (2) 在留期間の更新後6月間の申請者の住居を明らかにする書類
- (3) 在留期間の更新後6月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- (4) その他参考となるべき書類がある場合には、その資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める資料

（起業準備活動確認）

第7条 知事は、前2条の申請があったときは、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動が、新規申請にあつては告示第5の6（1）①から⑤まで、更新申請にあつては告示第5の6（2）①から④までのいずれにも該当し、かつ、当該起業準備活動に係る事業が第3条各号のいずれかに該当すると認めたときは、起業準備活動確認をするものとする。

2 知事は、起業準備活動確認をしたときは、告示第5の6の規定により、当該確認に係る申請をした外国人に対し、新規申請にあつては様式第1号の3による起業準備活動確認証明書を、更新申請にあつては様式第2号の3による起業準備活動確認証明書（更新用）をそれぞれ交付するものとする。

3 知事は、前項の起業準備活動確認証明書を交付したときは、その旨を様式第1号の4による起業準備活動確認実施通知書により福岡出入国在留管理局長に通知するものとする。

4 知事は、第2項の起業準備活動確認証明書（更新用）を交付したときは、その旨を様式

第2号の4による起業準備活動確認実施通知書（更新用）により福岡出入国在留管理局長に通知するものとする。

- 5 知事から起業準備活動確認証明書又は起業準備活動確認証明書（更新用）の交付を受けた外国人で、福岡出入国在留管理局長より在留資格「特定活動」を付与された場合は、速やかに知事に報告を行うものとする。

（起業準備活動確認の取消し）

第8条 知事は、起業準備活動確認を受けた外国人について、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該確認を受けたことが判明したとき又は正当な理由なく第10条第1項若しくは第11条の規定による求めに応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第4号による起業準備活動確認取消書により当該取消しに係る起業準備活動確認を受けた外国人に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第4号の2による起業準備活動確認取消通知書により福岡出入国在留管理局長に通知するものとする。

（措置）

第9条 知事は、確認証明書を交付した外国人について、外国人起業活動促進事業に係る在留資格を有する間、告示第5の2の規定により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）起業準備活動に関する相談に応じるための体制を確保すること。
- （2）起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、当該外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるよう適切な措置を講ずること。
- （3）起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるよう適切な措置を講ずること。

（実施状況等の把握、確認及び報告等）

第10条 知事は、確認証明書を交付した特定外国人起業家について、告示第8に従い、必要な事項等を確認し、その結果を様式第5号による定期報告書により経済産業大臣及び福岡出入国在留管理局長に報告するものとする。

- 2 知事は、次に掲げる場合には、速やかにそれぞれの様式により経済産業大臣及び福岡出入国在留管理局長に報告するものとする。

- （1）特定外国人起業家が起業準備活動を終了し、帰国した場合（様式第6号）
- （2）大分県外国人起業活動管理支援計画に即した起業準備活動が実施されていないことが判明した場合（様式第7号）
- （3）起業準備活動の継続が不可能となった場合（様式第8号）

(4) 外国人起業活動管理支援計画が第5に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合（様式第9号）

3 外国人起業促進実施団体は、次に掲げる場合には、速やかに様式第10号により福岡出入国在留管理局長に報告するものとする。

(1) 告示第5又は第7の1の規定による認定を受けた場合

(2) 告示第10の規定により、外国人起業活動管理支援計画の認定を取り消された場合

（起業準備活動計画の調査等）

第11条 知事は、起業準備活動計画の進捗状況の確認その他のこの要領の実施のため必要と認める事項について、確認証明書を交付した特定外国人起業家及びその関係人に対し、説明、文書の提出その他の必要な対応を求めることができる。

（規定外の事項）

第12条 この要領に定めるもののほか、外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月16日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分                                | No. | 施設名称                               | 運営事業者                              |
|-----------------------------------|-----|------------------------------------|------------------------------------|
| 地方公共団体が所有・運営する施設                  | 1   | おおいたスタートアップセンター                    | 大分県産業創造機構                          |
|                                   | 2   | おおいた留学生ビジネスセンターSPARKLE             | 大分県                                |
|                                   | 3   | 大分市産業活性化プラザ                        | 大分市                                |
| ベンチャーファクトリー指定施設<br>※IMの支援が受けられる施設 | 4   | アライアンス・タワーZ                        | (株) Z                              |
|                                   | 5   | UNITED SHARE 大分                    | ユナイテッドシェア                          |
|                                   | 6   | Alliance Social Share Office Beppu | Alliance Social Share Office Beppu |
|                                   | 7   | シェアオフィス102 (OneOt看)                | (有) タケダ                            |
|                                   | 8   | azito                              | (株) ザイナス                           |
|                                   | 9   | UNITED SHARE 東津留                   | ユナイテッドシェア                          |
|                                   | 10  | 合同会社アイ.ジー.シー                       | 合同会社アイ.ジー.シー                       |